

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諮第1号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） おはようございます。

それでは、諮第1号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについて、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開きください。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することになっており、また同条第3項に、市町村長は、法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

なお、人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないよう考慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りしまして候補者を選考しております。

本市では、現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、このうち稲梓地区からお願いをしております山崎和也委員が、令和5年12月31日をもって任期満了を迎えるため、候補者の再任の推薦につき、議会の御意見を伺うものであります。

再任を推薦したい山崎和也さんは、下田市横川にお住まいで、年齢は65歳です。

山崎さんは、昭和55年3月、東海大学を卒業され、草薙スポーツ教室協会に就職されました。その後、昭和59年6月、熱海市立多賀中学校に奉職され、その後、賀茂郡内の中学校や

県立東部養護学校伊豆つくし分教室、下田市教育委員会事務局指導主事を歴任され、平成30年3月に河津町立河津中学校校長を最後に退職されました。退職後、平成30年4月より一般社団法人賀茂地区教育研究会専務理事に就任され、令和3年3月31日に退職されました。令和3年1月より人権擁護委員となられ、1期目となっており現在に至っております。

人権擁護委員として適任でありますので、本議会にて御意見をお聞きいたします。

なお、任命された場合の任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議第39号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第39号 下田市固定資産評価審査委員会委員の

選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） それでは、続きまして、議第39号につきまして御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、提案理由は委員の任期満了によるものでございます。

当該委員の定数は3名であり、本市では、地域的に偏在しないよう配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区の3地区に区割りして、各地区から1名ずつ選任を行っております。

このうち、白浜・浜崎地区より選任されている金指明夫委員が、この9月28日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものでございます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

今回、選任の御同意をいただきたい金指明夫様、下田市白浜にお住まいで、現在73歳になられます。

金指氏の経歴といたしましては、長年にわたり伊豆太陽農業協同組合で勤務され、数々の要職を歴任された後、平成18年3月中部地区統括支店長を最後に、同組合を退職されております。退職後は平成26年4月から2年間、原田区長に従事され、平成28年4月からの4年間は下田市選挙管理委員会委員として、本市の選挙の適正かつ円滑な執行に御尽力されております。

また、平成29年6月から令和4年3月まで、伊豆太陽農業協同組合の理事の職に就かれておられました。

誠実なお人柄のほか、思慮深く聡明な方であり、行政委員としての責務についても御理解いただいております。さらには、農協での融資業務等の経験から、土地の評価等に関しましても幅広い知識をお持ちです。

以上のことから、当該委員につきましては、金指様の選任が適任であると考えておりますので、ぜひとも皆様に御同意いただけますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第39号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第40号及び議第41号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第40号 和解について、議第41号 損害賠償の額を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（平井孝一君） それでは、議第40号 和解について及び議第41号 損害賠償の額を定めることについてを、一括にして御説明申し上げます。

議案件名簿の16ページをお開きください。

議第40号 和解についてでございます。

令和5年4月14日、午後6時5分、下田市が管理する市道坂下和歌の浦線（下田市3丁目1174番地18）からの落石により相手方所有の車両を破損する損害を与えた件について、下記のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、本市は、相手方に対し損害賠償金を支払い、相手方は、本市に対して、本件に関し、裁判上、裁判外を問わず一切異議、請求の申立てを行わない内容となっております。

提案理由は、相手方と和解するため、このたび、相手方と合意が得られましたので、和解についての議決をお願いするものでございます。

事故状況について補足説明いたします。

議案説明資料の13ページをお開きください。

上段、位置図の丸く囲った箇所が事故現場で、下田海中水族館に至る、和歌の浦隧道（トンネル）の坑口（入り口）付近でございます。

下段は、事故状況解説図で、図のとおり、下田海中水族館へ向かっていく途中、トンネル入り口の右側、道路のり面からの落石により、相手方の車両の前面、右側を破損させたものでございます。

議案件名簿の17ページにお戻りください。

続きまして、議第41号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

議第40号の案件に係る損害に対し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、77万1,198円でございます。

提案理由は、損害賠償の額を定めるため、損害賠償額77万1,198円については、市が加入する市民総合賠償補償保険で支払うこととなっております。

なお、事故対策としましては、事故の要因となった道路のり面の浮石等の除去を行うとともに、安全柵を設置し、安全対策を図っております。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第40号 和解について及び議第41号 損害賠償の額を定めることについての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 議第40号及び議第41号の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第40号 和解についてに対する質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ただいま、市道坂下和歌の浦線ということで、説明資料のほうで事故現場位置図の提示がございました。坑口右側側面ということで、ちょっと私も区画のどこが境界か分からないんですが、もともと市が所有してた土地からの落石なのか、新たに購入した財産からの落石なのかというところで、御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） もともと道路用地からの落石でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 説明資料の13ページを見ますと、通行中の車にですね、落石があって破損をしたと。具体的には、どこにどうぶつかってですね、事故になったのかと。一步間違えば、フロントガラス等に当たるなんてことになればですね、大変な事故につながるだろうと思うわけ。そういう内容を含んでるんじゃないかと思うわけです。

そして、この公園用地につきましては、1年に一度ぐらい必ず事故報告がですね、この議会に出されると。こういう状態になってるんじゃないかと思うわけです。そうしますと、全体のですね、管理状況に不備があるんじゃないのかと。こういう疑問を持たざるを得なくなってくるんじゃないかと思うわけです。

そういうわけで、ここの状態は、道路用地であるということであれば、道路用地としてどのように管理がされていたのかと。この事故が起きる当時ですね。

そして、今日、用地としてどのように防護柵を設けたから云々という御答弁ではなかったかと思うんですが、具体的にどういう防護柵がされて、どういう監視状況とか、こういうことが再び起こらないような体制というのは、どのように措置がされているということになるのか。御説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、具体的にどのように当たったのかということですが、石の大きさは靴程度の石です。そちらが図にあるように一度バウンドして、車の前方の右側に石が当たった状況でございます。靴程度、こんなもんです。

ここの場所につきましては、絵で見ても分かるように、トンネルの坑口の入り口部分にも柵を設置して、こっちのり面のところにも既存の柵を設置してありました。そこを浮石がちょっと飛び越えて当たってる状況で、前々から対策は取っていたとこでした。今回ちょっと飛び越えたというところもございまして、ここの事故現場だけではなく、30メートル程度の柵を新たに、ちょっと一段高いところに設けて対策を図っております。

日常的には、管理としましては、職員が現場へ行く途中、道を通って状況を確認したり、また、周りの方からの通報などがあつた場合、速やかに現場に行つて確認、また臨時の人たちが2名雇つておりますので、現場に行く際には、そういった状況確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 今の御答弁ですと、靴ぐらいの大きさの浮いた丸石がですね、バウンドして路面上に落ちてきたと。こういう説明だったかと思うんですけども、そうしますと、この公園は、道路用地とは言いながら、実態はですね、公園管理の人が注意をしているということになるのでしょうか。それとも、道路管理としての体制が別に設けられているという、そういうことになるのでしょうか。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） こちらにつきましては、道路に接しているところでございますので、道路管理のほう為主に中心にやっていくこととなります。

先ほど、会計年度任用職員の2名の方というのは、土木管理係で任命している職員でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。3回目です。

○12番（沢登英信君） そうしますと、その12人の方がどういう体制で、恐らくこの公園だけではなくてですね、道路管理ってことになれば、市道は幾つもあるわけですから、2人でやってるというこういう説明ですが、実態的には、年に一度も現場に行っていないというようなこういうことも想定できますけど、そんなことはないよと。こういう日程で全部チェックしてるんだよということであれば、そういう御説明をいただきたいと。ここのですね、海中水族館へ行くところだけが市道、あるいは管理すべきところだということではなくてですね。大変大きな長い市道等もそれぞれのところにあるかと思しますので、どういう体制で管理をされ、それでこういう事故が再び起きないような体制が取れるという判断をされてるのか。不十分という判断をされてるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 申し上げた土木管理係の会計年度任用職員は道路専門で、川も修繕やることもありますけど、主に道路をメインとして担当している職員です。公園管理は公

園管理で、また別に何名かおられますので、管理の区分はされております。その職員たちは、市民との要望を受けた際に草刈りをやったり、こうした浮石を取ったりと。そうやっていろいろな現場を回っておりますので、回っていく際に、ほかのところも注意して見ていただいているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 恐らく、沢登議員は今の答弁では御満足じゃないんじゃないかと思ひまして、私が捕捉します。

と申しますのは、私、御承知のように土木事務所におりましてですね、国道・県道の管理をやっておりました。現在、道路管理の予算は非常に厳しくなっていて、一方で、樹木はどんどん成長してしまっていて、さらに、近年、イノシシとかそういう野生のですね、鳥獣が動き回るために、特にイノシシが穴をほじくったりなんかしてですね、大きな石を平気で彼らは動かすわけです。それが何かの弾みで、例えば風が強く吹いたりとかそれで道路におっこってくるというのは、これ実は我が町だけではなく、日本中の今問題になってるわけです。これをどうするのかっていうので、リスクマネジメントみたいなやり方をしますと、リスクマネジメントは実は4段階あるんです。最初に回避って言って、一番いいのは止めちゃうことですよね。もうここを使わせないっていうリスクの回避。2番目がリスク低減とって、何らかの対策を講じることです。3番目にはリスクの転嫁って言って、保険を掛けたりですね、もし何かなったらそういう保険でちゃんと支払うと。もちろん呼びかけるということをしておる。落石注意とか書くとかですね。最後がリスクの受容って言ってですね。もうこれは受け入れざるを得ない。これ以上はもうできないんだから、そしたらそういったリスクがあるってことを理解して暮らそうじゃないか。例えば海沿いで3.11みたいな津波が来るって分かっているけど暮らしてる方と一緒に、受容して暮らしの中でちゃんと自分たちは逃げるっていう覚悟を持ってやると。こういうようなことになります。

この斜面の管理というのは、今、下田市として新しいチャレンジで、県の土木事務所と連携をしてですね、やろうということで、先般、たしか新聞にもですね、報道していただいて、日本初の県と市が連携してこの道路の管理を。プロは土木事務所ですから、そちらの知見だとか、技術力だとか、そういったものをですね、いただきながらですね、なるべくコストをかけないけれども、未然に防げるようにするというですね。そういったことをこれからもうですね、下田市として調整してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第40号 和解については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 損害賠償の額を定めることについてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第41号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお願いいたします。

下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次ページ19ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第4条の規定に基づく下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例について、市役所の位置を変更するため、必要な条例の制定を行うものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の14ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例第1条中、下田市河内46番地の1を、下田市河内101番地の1に、附則第2条中、下田市河内46番地の1を、下田市河内101番地の1にそれぞれ改めるものでございます。

今回の改正は、新庁舎新築棟の基本設計の作業が進み、体育館を含む新築棟と活用棟の施設配置計画がおおむね決定したことから、条例における市役所の位置を、当初計画の下田市河内46番地の1から下田市河内101番地の1に変更するもので、併せて、附則で規定をしています福祉事務所の位置についても同様の改正を行うものでございます。

本日配付をいたしました参考の図面を御覧いただきたいと思います。

今回規定をいたします下田市河内101番地の1につきましては、資料のとおり、新築棟、

中学校活用棟、体育館棟の3棟が含まれ、かつ新庁舎全体の玄関部が位置する地番であることから、今回、市役所の位置として選定するものでございます。

なお、今回の改正では、施行期日の期限については変更せず、中学校活用棟への先行移転を令和6年度、新築棟の工事完了を令和7年度末、令和8年度の早い時期に開庁準備、開庁と進める計画としております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 土屋 仁君。

○4番（土屋 仁君） 総務文教委員会のほうに付託される条例案件だと思いますが、ちょっと本会議のほうでですね、もうちょっと説明をお願いできればと思います。

先ほど課長のほうからありましたように、地方自治法第4条ということで、こちらに関しましては、特別、可決する場合には、特別多数議決ということで3分の2の議決が必要な案件でございます。

また、今回4月の改選によりまして、議員も大半が、大半がといいますか、1期目の議員が多くなっているということから、先ほどちょっと施行期日の部分の説明がございました。こちらの条例の附則だけ見ると、公布の日から施行するというようなことで、河内101番地の1が公布の日から施行するというふうに勘違いされる方もいらっしゃるのではないか。令和3年の一部を改正する条例の一部改正、それによりますと、施行期日が令和8年12月でしたっけ、というような状況にもなっていると思いますので、ちょっとそちらのほうを若干丁寧に御説明を、もしかしたら総務文教委員会のほうで御説明されるつもりだったのかもしれませんが、ちょっとそちらの御説明だけしていただけるとありがたいと思います。

また、河内101番地の1については、改正前の小中学校設置条例の旧稲生沢中学校の地番と同じだったのではないかなと思います。もし分かれば、その確認もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、施行期日の関係でございます。

施行につきましては、条例に基づきまして、最終的に施行期日は規則で定めるという規定としております。こちらにつきましては、当初、平成29年の一部改正の改正時に、平成29年からまず4年を超えない範囲ということで一旦制定をしております。この期限が令和3年12月となっていたところでございます。こちらにつきましては、少し事業の延期がされた中で、令和3年の議会におきまして、施行期限を4年から9年に延ばしておりまして、現時点において令和8年12月までを期限として定めているところでございます。

このため、今回は、令和7年度末の新築棟の完成、そして令和8年度の早い時期の開庁ということで、この期限内の開庁を目指すものでございます。

あと、この101番地の1につきましては、旧稲生沢中学校、こちらと同様の地番ということで設定をしております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 違法なこの条例をですね、やっと改正をして、適法な条例にしようということにやっとなったのかなと、こういう思いでまずおります。そうしますと、この河内46番地の1のですね、当初、ここへ建てようとしたこの面積は幾つで、今度、河内101番の1に建てようとする。46の1も含めてでしょうけども、総体の面積は幾つになるのかと。この条例改正によってですね、庁舎の敷地面積というのは幾つの面積から、4,600平米ぐらいから1万2,000平米ですか、近くに広がると。こういうことになろうかと思うんですが、その確定数字を教えてくださいと思います。

そして、なぜ5,000平米足らずのものが1万2,000平米なり1万6,000平米の広さのものにしなければならなくなったのかと。ここに大きな無駄遣いとですね、この間の変遷のですね、問題点が浮き彫りになってくるのではないかと私は思うわけです。

そして、この図面を見ますと、河内101番地の1の赤でくくっている以外に、新築棟は今のグラウンドのほうにも伸ばしていこうということですから、当然、ここの地番や、あるいは右方のですね、水路のところの地番も、地番は101番地の1だけではなくて、幾つかの地番が構図上はあるのではないかと思います。そして、自分の記憶ですと、このグラウンドの中に借りてる私有地があるというような話をちょっと聞いた記憶があるんですが、その私有地ですね、それについては返済といいますか返してるのか。敷地として使おうという計画になっているのか。併せてですね、この中には赤線や青線といいますか水路等の用地も

あろうかと思いますが、それらのものは全く手を触れずに現況のまま庁舎を立てようと。かつての説明を受けた限りでは、そういう変更はないよと受けているような気がするんですが、改めてそこら辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

さらに、国道からの導入及びこっちのですね、414の昔の県道と言うんでしょうか。右側から校舎の裏側から入っていくんだという設計になっていようかと思いますが、そこら辺にはやはり水路を通ってそちらに入ることになるんだらうと思いますが、そこら辺の問題点というのは、この101番地の1にすることによって、何ら差し支えがないのか。道路としての広さが十分とれるのか。併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、全体の敷地面積でございます。前回の計画地が4,523平米でございました。今回の旧稲生沢中学校の用地が1万1,745平米ということで、新たな庁舎敷地としましては1万6,268平米ということで、全体の面積となっております。このうち、もともとの計画地の4,500のうち、46の1というのは991平米、今回の全体の中の河内101番地の1は5,726平米ということで、あくまでも代表地番ということで、その一筆を使用しているところでございます。現状ですね、この計画地の中には私有地は今ない状況となっておりますので、全て当市の所有ということで整理がされてるところでございます。

先ほどもございました青線、赤線の関係につきましても、もともと中学校で使っていた頃の中学校造成に係るグラウンド内にありました赤線、青線等のものにつきましては、昨年度、全て処理を終わりましたので、東海財務等も処理が終わりましたので、現状、グラウンドにあった赤線、青線については、周辺部の水路等々、付け替えが全て終わってますので、現状は、敷地内に赤線、青線はない状況ということで整理がついている状況でございます。

あと、国道からの接道を今後取っていく場合につきましては、現在、国道とグラウンドとの間の水路が青線の扱いになっておりますので、それにつきましては、今後の展開の中で使用していくに当たりましては、一部調整が必要かというふうに思いますけども、現時点におきまして、そちらのほう支障になるということは考えていない状況です。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 私有地の借用は。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 私有地は全部けりがついて、市の土地であるというこういう答弁いただいたかと思うんですが、そうしますと、従来ですね、体育館や中学校の活用棟を利用し

てる分には問題はないかと思いますが、新築棟を建てるということになりますと、裏の国道沿いに数件の宅地が既にあるかと思いますが、日照権やその他の問題というのは発生がないのかということをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 今回、設計におきましても、全体として2階建てということで高さが抑えられているところもございますし、隣接しても距離も十分取れるということもございますので、日照権等について問題になるという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 長友くに君。

○5 番（長友くに君） すいません。素人っぽい質問で申し訳ないんですが、この赤線の体育館棟のところにある三角形の地所、これはどういうふうになるんでしょうか。どうせならいっぺんに一括した地番にしてしまえばいいのになと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 今回の図面でお示ししている赤の囲みは、101番地の1を囲んだものでございまして、103の1番地についても下田市有地でございます。今回の敷地として一体と使う形で考えております。今後またその他ですね、実はグラウンド側もですね、幾つか地番としては分かれている状況にございますので、今後その一体的な活用の中でですね、またそちらについては整理が必要であれば整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 5 番 長友くに君。

○5 番（長友くに君） せっかくこうやって地番まで変えて、新庁舎の建設用地を整備しようというときに、後々また煩瑣な手続をしなきゃいけないような部分を残しておくということについて、ちょっと疑問が生じたために質問させていただきました。どうせなら一気にやっちゃえばいいのについてというのが素人の考えですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 今回ですね、特に何てお答えしたらいいかな。地番が先ほど青線、赤線の整理ということもお話ししまして、地番としてはかなり複雑に分かれてる状況がございます。当然、ある程度、今後の管理を考えればですね、まとめていくのも1つあるのかなというふうに思いますけども、特に、今回、庁舎建設ということで、まず庁舎の建設のほう

を進めております。今後、また先ほど御質問がありましたように、国道周辺、道路の接道ですとか、今後、南半分の使い方ですとか、様々ないろんな課題の解決も待っておりますので、そうした中で、敷地全体の活用について改めて検討した中でですね、必要な処理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

1 番 柏谷祐也君。

○1 番（柏谷祐也君） 長友さんの今の質問について、ちょっと不足で説明させてもらいたいですけども、河内101番の1、合筆もしやるとしたらの話なんですけど、101番地内でしか多分合筆ができないと思いますので、その中で最終的に合筆すればいいのではないかなと思います。その他の地番につきましては、地番が重ならないことに関して合筆はできないと思いますので、その方向で進めたらよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） ありがとうございます。また土地の状況も把握した中で、今後の事業計画も含めて御意見を参考にして進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） それでは、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御

説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開きください。

下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙21ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げたいと思いますけれども、今回の条例改正でございますが、本年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立、公布されましたが、この整備法の中で、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、一般的に「認定こども園法」と言われておりますけれども、こちらの法律が一部改正されましたことから、この法律を引用しております下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったものでございまして、制度そのものへの影響があるものではなく、法改正に伴い必然的に行わなければならない条項ずれの整理を行うというものとなっております。

それでは、条例の内容について議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の15ページをお開き願います。

今回の改正内容の新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

今回の法改正による条例への影響は1カ所のみでございまして、認定こども園の認定等に関する手続について規定をしております認定こども園法第3条のうち第10項が削られ、従前の第11項以下が1項ずつ繰り上げられましたことに伴い、下田市の条例第15条第1項第2号で引用しております同条第11項という部分を同条第10項に改めるというものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の21ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） それでは、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開き願います。

22ページは、議案のかがみでございます。

下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例を23ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市農林水産物処理加工施設を廃止するためでございます。

下田市農林水産物処理加工施設（加増野ポーレポーレ）につきましては、休耕田の活用、就業機会の確保、農産物加工品の生産販売による住民所得の向上を目的として、加増野区による管理運営を前提に、平成11年に整備された施設で、現在も指定管理者として加増野区が管理運営を行っております。

今回の廃止条例提案の経緯でございます。

本施設は、個別施設計画において、現在の指定管理期間、平成30年度から令和5年度の期間経過後の令和6年度以降の管理運営について、地元住民の意向調査・協議を行い、売却・譲与または転用を見据えた検討を行う方針となっており、令和3年度から加増野区と意見交換・協議を行ってまいりました。

本年5月15日、加増野区から、就業者の高齢化等により事業の継続が困難な状況となっているため、令和5年度末をもって営業を終了し、令和6年度以降は、地域のコミュニティ施設として活用していくため、譲与を求める要望書が提出されました。

この区の意向を受けまして、公有財産有効活用検討委員会での協議等を経て、現在の加増

野区の状況として、少子高齢化が進み、施設本来の目的を継続・達成できる状況ではなくなっていること、本施設以外に加増野地区で地域住民が集会等で利用できる施設がなく、今後も地域コミュニティ活動を維持していくためには、加増野区にとって必要不可欠な施設であることから、加増野区の要望に即して、令和5年度末をもって条例を廃止し、施設を譲与とすることとしたものでございます。

23ページをお開き願います。

条例の附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 時の流れといいますか、そういう方向で致し方ないかと思うんですが、ここの木造平家ですね、敷地についてはどうなっているのかということと、ここに入るに当たりまして大変細い道ですね、なかなか出入りが困難ではないかと思うんですが、それらのここを利用するに当たっての入り道の拡幅っていうんでしょうか、改正っていうんでしょうか、そういう要望や土地についての要望というのは出ていないのかと。協議を重ねてきたということですが、かいつまんでどういう点がポイントで協議を重ねて合意が得られたのか。利用をさらに高めるという意味では、そういう要求も地元から出たのではないかと思うんですけども、どういう議論がされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） まず、敷地についてでございます。土地については市有地でございます。土地は譲与はせずに貸付けという形で予定しているところでございます。

それから、進入路の拡幅について要望等は出ているかという御質問でございますが、その部分については要望は特にいたっておりません。普通車であれば通行は可能、マイクロバスとかはちょっと難しいですけども、普通車では可能な状態でございますので、そういう要望は出ておりません。

それから、協議に当たっては、事務局として今後活用していくにあたって、例えば、有料

的な活用をしていった場合、生産販売をしたり営業を継続していく場合に、どのような税金がかかってくるのかというところを教えてほしいというようなことで、その額等、今後の区のような活動と、その趣旨を考えながらやっていきたいということで協議を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） そうしますと、当然、貸付料は無料であるということになるんでしょうか。

それから、跡地は、そういう意味では、いつまで貸せるというような契約を結ぶんでしょうか。結ばないんでしょうか。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 貸付料につきましては、他の区の集会所の敷地等もそうなんですが、無料ではなくてですね、有料という形になっております。貸付料の算出に当たっては、地域の近傍の土地の評価額に料率を掛けまして、こういう基本的な利用の場合ですと減免という形で、その減免率を掛けてという形でお支払いいただくような形を取っております。金額的には4万円程度ということで、今のところ算出をされているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） すいません。貸付けの期間でございますが、一般的に市有地の貸付けについては3年ごとの契約とさせていただいておりますので、3年の契約ということになるかと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） グラウンドのほうも一括で貸付けという形で考えてよろしいんでしょうか。

それと、グラウンドの中にですね、2年ぐらい前ですかね、簡易水道の水源が見つかったということで、たしか井戸があったと思うんですけども、あの辺の権利関係なんかはどういうふうになっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 貸付けの予定地でございますが、他の公民館や集会所用地として貸付けている場合も同様なのですが、建物の敷地部分のみということで、グラウンドの部分は含んでいないということになります。

それから、水道の部分については、地元区に移管をするような形で協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ポーレポーレの敷地内の井戸の件でございますけれども、そちらにつきましては、地元の方々と組合を作って維持管理されています。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第45号 市有財産(建物)の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） それでは、議第45号 市有財産(建物)の譲与について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開き願います。

市有財産である下田市農林水産処理加工施設を一般社団法人加増野に譲与（無償譲渡）することにつきまして、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在は、下田市加増野481番地の3。

譲与する財産は、下田市農林水産処理加工施設、木造平家建て、床面積197.08平方メートル、平成11年に建築された建物でございます。

譲与の相手方は、一般社団法人加増野でございます。

提案理由でございますが、市有財産(建物)である下田市農林水産物処理加工施設を加増野区の集会所として譲与するためでございます。

なお、譲与につきましては、令和6年4月1日を予定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第45号 市有財産(建物)の譲与についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(中村 敦君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 土屋 仁君。

○4番(土屋 仁君) すいません。こちらにつきましては、以前、全員協議会のほうで1回御説明がありまして、あくまでも加増野区が地縁団体としての認可を得るのではなく、一般社団法人加増野という法人のほうに譲与されるというようなことでございます。それをあくまでも加増野区の集会所として使用されるというようなことでございますので、この一般社団法人加増野がどういう設立目的であったり、構成であったり、その加増野区との関係性についてちょっと御説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長(中村 敦君) 産業振興課長。

○産業振興課長(糸賀 浩君) 一般社団法人加増野のまず設立の目的の部分でございます。

こちら定款のほうにはですね、下田市加増野地域を対象として、地域環境の保全または自然環境の保護及び整備と、地域社会の健全な発展を目的として、不動産の管理であったり、山林立木の管理、林道の保全事業、また、社員の共益に資する公共施設の整備と維持管理事業、それから、社員相互の親睦及び福利厚生に関する事業等を行うという形で記載をされているところでございます。

それから一般社団法人加増野については、現在の社員については、ほぼ加増野区の住民の方で、一部1名程度だったと思いますが、加増野区に土地と建物はあるんですが、今はちょっと市外に住んでるという方も社員として加入されてるというような施設でございます。

それから、この一般社団法人のほうにですね、譲与をとという形のものは、加増野区のほうの総会におきましても審議をいただいております、その中でですね、区民の方の総意ということで議決を得ているという形で伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) 4番 土屋 仁君。

○4番（土屋 仁君） すいません。この一般社団法人加増野は、この譲与のために設立されたのではなくて、もう以前からあった団体という認識でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） そのとおりでございます。以前からこの団体はあったもので、今回のために設立したものではないです。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 項目2の譲与財産ということで、帳簿上のこの建物の価値、そして、実体の建物としての評価上の価値というものを算出されているようであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 評価上の額につきましては、公有財産につきましては評価額というものが税務課のほうでは定められておりません。この建物の取得費としては4,040万円からということで、そこから減価償却が耐用年数22年ということで、令和2年度までで償却が終わってまして、価格の償却残高は残っていないような状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 無償での譲与ということで、また補正予算のほうで修繕等、計上がございましたので、そちらで質問させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志君） 議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と、補正予算の概要を御用意をお願いいたします。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を「市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを念頭に、緊急を要するもの、国県補助事業等の変更に伴うもの、また決算に伴うもの」等について、予算要求の指示を出したところでございます。査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、令和4年度決算に基づく繰越金の増額や特別会計への繰出金等の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、臨時財政対策債の減額等に伴う起債の増減を計上し、歳出では、光熱水費、維持補修費などを計上いたしました。

その他、財政調整基金及び減債基金の積立てや国県補助金の精算、4月の人事異動に伴う人件費の調整などを行ったものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）は次の定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億1,989万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,987万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

追加は3件で、1件目は、「新庁舎用備品購入（議会用）」で、期間は令和5年度から令

和6年度まで、限度額は「事業予定額3,800万円の範囲内で新庁舎用備品の購入に係る契約を令和5年度において締結し、令和6年度において支払う。」というものでございます。

2件目は、「新庁舎用備品購入（庁舎用）」で、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は「事業予定額6,700万円の範囲内で新庁舎用備品購入に係る契約を令和5年度において締結し、令和6年度において支払う。」もの。

3件目は、「市県民税特徴税額通知電子化業務委託料」で、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は「事業予定額404万円の範囲内で市県民税特徴税額通知電子化業務を委託する旨の契約を令和5年度において締結し、令和5年度予算計上額357万円を超える金額47万円については令和6年度において支払う。」ものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条（地方債の補正）でございますが、第1項 地方債の追加は、「第3表 地方債補正 1追加」による。第2項 地方債の変更は、「第3表 地方債補正 2変更」による。というもので、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の追加は、2件でございます。

1件目、起債の目的「市道鵜島大浦線改修事業」限度額800万円は、市道鵜島大浦線の安全対策を行うための、のり面の測量設計を行うため緊急自然災害防止対策事業債を発行するものでございます。

2件目、「志戸橋大規模改修事業」限度額600万円は、橋梁長寿命化計画に基づく、改修工事を行うため、測量設計を行うもので公共事業等債を発行するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、地方債の変更は、4件でございます。

1件目、記載の目的「新庁舎建設事業」につきましては、工事費の追加に伴い、限度額7億9,970万円を限度額9億4,970万円に増額するもの。

2件目、起債の目的「田牛漁港海岸保全施設整備事業」につきましては、起債区分が公共事業等債となったことにより、充当率に変更が生じたため、限度額2,510万円を限度額2,260万円に減額するもの。

3件目、「県営下田港湾改修事業」につきましては、県の事業費追加による負担金の増額に伴い、限度額2,340万円を限度額4,410万円に増額するもの。

4件目は、「臨時財政対策債」で、発行可能額が確定したため、限度額6,000万円を限度額4,490万円に減額するもの。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、20 款 5 項 4 目 20 節雑入 411 万 8,000 円の増額のうち給与受入金、住居費受入金、人件費負担金は人件費の補正に伴うもの、また、地方公共団体システム機構デジタル基盤改革支援補助金は、システム標準化対応の文字同定作業委託に対するものでございます。

企画課関係、15 款 2 項 1 目 5 節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金 136 万 7,000 円の増額は、M a a S 事業ほか 2 事業に対する補助金。

財務課関係、9 款 1 項 1 目 1 節地方特例交付金 28 万 3,000 円の増額、及び 10 款 1 項 1 目 1 節普通交付税 1 億 1,532 万 8,000 円の増額は、交付額の確定によるもの。

同 2 節特別交付税 841 万 5,000 円は、下田メディカルセンター負担金に係る特別交付税措置のルール分によるもの。

4 ページ、5 ページをお開きください。

15 款 3 項 5 目 1 節県費・権限移譲事務交付金 26 万 7,000 円の増額は、交付確定によるもの、17 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金 100 万円の追加は、一般寄附 1 件を受けたもの、18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 1 億 5,000 万円の増額は、財源調整のための繰入れ、19 款 1 項 1 目 1 節繰越金 5 億 8,061 万 4,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、21 款 1 項 1 目 1 節総務債からページをめくっていただき、6 ページ、同 8 目 1 節臨時財政対策債までの地方債の増減は、先ほど予算書 9 ページ、10 ページにて説明申し上げました追加 2 件、及び変更 4 件に係るものでございます。

防災安全課関係、14 款 3 項 1 目 3 節国庫・自衛官募集委託金 3 万 7,000 円の増額は、募集事務に係るもの、15 款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金 97 万 3,000 円の増額は、防災資機材、避難施設整備に対する交付金を受け入れるもの、20 款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入 709 万 8,000 円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分でございます。

市民保健課関係、14 款 1 項 1 目 7 節国庫・低所得者保険料軽減負担金 14 万 5,000 円の増額及び 15 款 1 項 1 目 6 節県費・低所得者保険料軽減負担金 1 万 6,000 円の増額は、前年度の精算によるもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

18 款 1 項 3 目 1 節国民健康保険事業特別会計繰入金 319 万 4,000 円の増額から、同 4 目 1 節介護保険特別会計繰入金 3,445 万 4,000 円の増額、同 5 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金

292万2,000円の増額、20款5項3目2節一部事務組合過年度収入404万5,000円の増額、同3節広域連合過年度収入2,932万3,000円の増額までは、いずれも前年度の精算分でございます。

福祉事務所関係、14款2項2目3節国庫・生活保護費補助金50万4,000円の増額は、生活保護システム改修に係る補助を受け入れるもの、20款5項3目1節民生費過年度収入370万2,000円の増額は、前年度国県負担金等の精算に伴うもの。

環境対策課関係、20款5項3目2節一部事務組合過年度収入144万円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金の前年度精算分、同4目20節雑入10万円の追加は、猫の適正管理推進モデル事業に対するもの。

10ページ、11ページをお開きください。

産業振興課関係、12款1項2目2節林業費分担金180万円の減額及び18款2項1目7節みどりの基金繰入金237万円の増額は、落合地区、宮ノ平治山工事に係る分担金180万円を、みどりの基金により振替対応とするほか、残り57万円の繰入れは、稲梓地区に植栽するシャクナゲの苗木購入に係る繰入れ、18款2項1目8節森林環境整備促進基金繰入金23万1,000円の増額は、市営分収林の標準値調査に係る繰入れでございます。

学校教育課関係、14款2項6目1節国庫・小学校費補助金109万1,000円の追加及び同2節国庫・中学校費補助金62万4,000円の追加は、既存のGIGAスクールサポーター事業に係る補助を受け入れるもの、20款5項4目14節同級他団体受入金25万3,000円の増額は、認定こども園で受け入れている他市町児童に係る受入金。

生涯学習課関係15款2項7目2節県費・社会教育費補助金68万5,000円の追加は、文学シンポジウムに係る補助を受け入れるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます、職員人件費の増減につきましては、主に4月の人事異動に伴う調整であり、また、会計年度任用職員人件費の増減につきましても、雇用する職員が決定したことなどによる調整で、補正内容等欄記載のとおりでございます。

時間外勤務手当を除く人件費のみの事業につきましては、項目の説明を省略させていただきたいと存じます。

また、国庫、県費返還金につきましては、いずれも前年度事業の精算に伴うものとなっております。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務12万5,000円の増額は、人件費ほか修繕料。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費814万6,000円の増額は、時間外勤務手当、

退職手当特別負担金ほか、同 2 目 0110 人事管理事務 216 万 6,000 円の増額は、消耗品、庁用備品ほか、同 0112 職員研修事業 120 万 2,000 円の減額は、派遣職員に係る賃借料の減のほか、職員研修関係、同 5 項 1 目 0650 統計調査総務事務 61 万円の減額は、職員人件費、同 9 項 1 目 0910 電算処理総務事業 695 万円の増額は、補正内容等欄に記載のとおり、封筒印刷に係る印刷製本費、固定資産税の路線番号付替えのための改修委託、住民記録等のシステム標準化に係る文字同定支援業務委託ほか、同 0920 ネットワーク推進事業 240 万円の追加は、インターネット系サーバー機器を購入するものでございます。

企画課関係、2 款 1 項 8 目 0240 地域振興事業 347 万 9,000 円の減額は、時間外勤務手当ほか、地区集会所補助金は多々戸コミュニティホール修正に対するもの、同 0248 政策推進事業 42 万 4,000 円の増額は、白浜大浜 W i - F i スポットの修繕、同 16 目 0225 新庁舎等建設推進事業 1 億 5,986 万円の増額は、補正内容欄等記載のとおり、旧稲生沢中学校のキュービクル内 P C B の廃棄処分委託、敷地内にある温泉の工事への影響及び、熱源利用可能性調査に係る委託、旧庁舎活用棟の工事は、議場システムや館内共聴設備、内装等に係るもの、外装工事につきましては、新庁舎敷地周辺水路等の改良及び駐車場路盤整備、そのほか軽自動車 2 台の車両購入及び諸経費でございます。

財務課関係 2 款 1 項 3 目 0140 行政管理総務事務 232 万 6,000 円の増額は、時間外勤務手当、通行料、同 6 目 0210 財産管理事務 320 万円の追加は、旧下田東中学校の残置物撤去業務委託、同 12 目 0300 財政管理事務 119 万 1,000 円の減額、及び同 15 目 0350 工事検査事務 15 万 7,000 円の減額は、職員人件費、同 17 目 0380 財政調整基金 4 億 8,000 万円の増額は、地方財政法第 7 条の規定により、前年度決算剰余金から財政基金に積み立てるもの、同 18 目 0385 減債基金 1 億 1,000 万円の増額は、減債基金に積み立てるもの、11 款 1 項 1 目 7700 起債元金償還事務 24 万 3,000 円の増額及び同 2 目 7710 起債利子償還事務 739 万 2,000 円の減額は、令和 4 年度借入地方債の確定によるもの。

14 ページ、15 ページをお開きください。

12 款 1 項 1 目 予備費 4,413 万 2,000 円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2 款 1 項 13 目 0320 会計管理事務 4 万 6,000 円の減額は、人件費の減ほか補正内容欄のとおり。

税務課関係、2 款 2 項 1 目 0450 税務総務事務 505 万 4,000 円の減額は、人件費ほか記載のとおり、同 2 目 0470 市民税課税事務 419 万 6,000 円の増額は、会計年度任用職員人件費、市県民税の特別徴収に係る税額通知電子化業務委託、同 0471 資産税課税事務 150 万円の追加は、旧

公図の電子化に係る業務委託、同0472市税徴収事務50万円の増額は、個人市県民税分の還付の増でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業10万円の追加は、自転車用ヘルメット購入に係る補助金、同8項1目0860防災対策総務事務265万5,000円の増額は、時間外勤務手当ほか防災施設の修繕費等、同0861防災組織育成事業69万3,000円の増額は、自主防災会の避難路整備等に対する補助金でございます。8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務175万6,000円の増額は、光熱水費等によるもの、同2目5810消防団活動推進事業338万8,000円の減額は、人件費ほか、時間外勤務手当、消防団のドローン研修に係る委託、同3目5860消防施設等整備事業660万円の増額は、貯水槽及び詰所の修繕料、ほか解体した詰所跡地の舗装工事でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務199万6,000円の増額は、時間外勤務手当、コンビニ交付の事務委託、3款2項5目1410指定介護予防支援事業122万2,000円の減額は、会計年度任用職員人件費、3款6項1目1850国民年金事務113万5,000円の減額は、人件費、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金310万円の減額、及び同8項1目1950介護保険会計繰出金92万円の減額は、各特別会計繰出金の増減、同9項1目1960後期高齢者医療事業4万3,000円の減額は、職員人件費、同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金126万7,000円の減額は、特別会計繰出金の減。

16ページ、17ページをお開きください。

4款1項1目2000保健衛生総務事務2,013万6,000円の減額は、時間外勤務手当ほか人件費、同2目2020予防接種事業39万4,000円の増額は、国庫返還金ほか、同2023新型コロナワクチン接種事業7,048万8,000円の増額は、国庫返還金、同3目2040母子保健相談指導事業97万8,000円の増額は、妊婦健康診査扶助、ほか国庫返還金、同2045出産・子育て応援給付事業129万9,000円の増額は、国庫返還金、同4目2150健康増進事業13万7,000円の増額は、人件費及び国庫返還金、同6目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務1,295万1,000円の増額は、病床分等の確定のほか、不採算地区、医師派遣等経費に係る特別交付税措置の変更に伴うもの、同7目2100伊豆斎場組合負担事務11万1,000円の減額は、負担金の減、同8目2070災害医療体制強化推進事業153万3,000円の増額は、救護用備品等購入でございます。

福祉事務所関係、3款3項1目1000社会福祉総務事務118万3,000円の減額は、人件費、同1010新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業233万9,000円の増額、及び同1011生活困窮者自立支援事業82万3,000円の増額は、国庫返還金、同2目1052在宅身体障害

者（児）援護事業807万7,000円の増額は、人件費ほか、障害者医療に係る国県返還金、同1053地域生活支援事業4万9,000円の増額は、国庫返還金、同4目1110精神障害者援護事業5万円の増額は、印刷製本費、同5目1120障害福祉サービス事業951万3,000円の増額は、国県返還金、3款3項1目1450子ども家庭相談事業9万3,000円の増額は、会計年度任用職員人件費、同3項1目1453児童扶養手当支給事業70万6,000円の増額は、国庫返還金、同1456こんにちは赤ちゃん訪問事業2万円の減額は、会計年度任用職員人件費ほか、国庫返還金、同1472子育て世帯生活支援特別給付金給付事業326万円の増額、及び同7目1700母子家庭等援護事業15万円の増額は、国庫返還金、同4項1目1750生活保護総務事務4,938万9,000円の増額は、職員人件費ほか国庫返還金。

18ページ、19ページをお開きください。

同1752生活保護適正実施推進事業105万9,000円の増額は、システム改修費ほか国庫返還金。

環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務104万4,000円の増額は、時間外勤務手当ほか人件費、同2目2261ごみ減量・資源化推進事業76万円の増額は、生ごみ処理機の追加に係る消耗品及び制作委託、同3目2280ごみ収集事務56万7,000円の増額は、消耗品費、燃料費、同2281ごみ収集車両管理事業124万5,000円の増額は、車両に係る燃料費、修繕料ほか、同5目2381環境衛生事業2万6,000円の増額は、猫の適正管理推進モデル事業補助金ほか、同6目2405広域ごみ処理施設整備事業383万4,000円の減額は職員人件費、同7目2400南豆衛生プラント組合負担事務819万7,000円の増額は、土地購入、光熱水費の高騰等に伴う負担金の増、同3項1目2410水道事業会計繰出金42万円の減額は、上水道事業会計負担金の減。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務331万2,000円の減額、及び5款1項2目3050農業総務事務489万1,000円の減額は、時間外勤務手当ほか職員人件費、同3目3103加増野農林水産処理加工施設管理事業275万円の増額は、施設譲与に伴い施設の一部修繕を行うもの、同4目3200農用施設維持管理事業940万円の増額は、農用施設維持管理に係る修繕料ほか、同2項1目3351林道維持管理事業200万円の増額は、林道維持管理業務委託料の増、同3360美しい里山づくり事業57万円の追加は、稲梓地区に植栽するシャクナゲ苗木購入に係る消耗品、同2目3400市営分収林事業23万1,000円の追加は、市営分収林整備業務で、森林の標準地調査を行うもの、同3目3450保健休養林管理事業150万円の増額は、園内遊歩道の修繕料、同4項2目3750漁港管理事業140万6,000円の増額は、吉佐美漁港への侵入防止フェンスの設置のための工事費ほか、修繕料、資材料ほか、6款1項1目4000商工総務事務295万9,000円の減額は、時間外勤務手当ほか職員人件費、同2目4060伊豆'sライフスタイル

推進事業75万円の増額は、事業内容の精査によるネット構築業務委託費の減額と、産業人材育成に係る育成業務委託費を追加するもの。

20ページ、21ページをお開きください。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務119万9,000円の増額は、時間外勤務手当ほか、同3目4356旧澤村邸管理事業24万5,000円の減額は、会計年度任用職員人件費。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業100万円の追加は、M a a S実証実験の補助で、L I N Eの観光型M a a S伊豆ナビを使ったスタンプラリーを実施し、2次交通の利便性向上、公共交通への活用を図るもの、7款1項1目4500土木総務事務712万7,000円の減額、及び同2目4501地籍調査事業9万円の減額は、職員等人件費、同2項1目4550道路維持事業1,920万5,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、事業費確定による道路構造物点検業務委託の減、及び市道鵜島大浦線の安全対策のためののり面測量設計業務の追加ほか、市道維持補修工事及び補修用資材等でございます。同2目4570交通安全施設整備事業690万円の増額は、防護柵ほか設置工事等、同4目4700橋梁維持事業1,500万円の追加は、志戸橋の測量設計、同3項1目4800河川維持事業280万円の増額、及び同2目4900排水路維持事業470万円の増額は、各種施設の維持工事、同4項1目5101県営港湾事業負担事務2,300万円の増額は、稲生沢河口部の浚渫工に対する県営事業負担、同5項1目5150都市計画総務事務316万1,000円の増額は、時間外勤務手当ほか、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業137万円の増額のうち、委託料は、代替地に係る不動産鑑定業務、同3目5200県営街路事業負担事務1,469万2,000円の増額は、下田港横枕線街路事業負担金、同4目5250都市公園維持管理事業1,750万円の増額は、公園施設の修繕料、敷根公園指定管理上のリスク分担分は燃料費、電気代高騰への対応、旧下田グランドホテル安全対策工事は現場条件の変更に伴う増額、都市公園維持補修工事は敷根公園、中村中央公園へのベンチを設置するものでございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業453万9,000円の増額は、I C T化事業に係る通信設備工事を委託料に組み替えるほか、補正内容欄等記載のとおり、同4目1600民間保育所事業12万5,000円の増額は、県費返還金、同5目1670認定こども園管理運営事業426万8,000円の減額は、1550事業と同様に、通信設備工事を委託料に組み替えるほか、時間外勤務手当、修繕料等、補正内容欄記載のとおり、同6目1452放課後児童対策事業24万6,000円の増額は、車借上料及び国庫返還金、同8目1745地域子育て支援センター運営事業6万2,000円の増額は、国庫返還金、同9目1749子ども・子育て支援事業3,000円の増額は、

管理用備品の不用額ほか、消耗品、国庫返還金、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務693万6,000円の増額は、時間外勤務手当ほか補正内容欄記載のとおり、同2項1目6050小学校管理事業1,757万9,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、各学校の光熱水費、修繕料等、同2目6090小学校教育振興事業59万1,000円の増額は、消耗品費、ライセンス使用料、教材備品、同3項1目6150中学校管理事業423万7,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり光熱水費、修繕料ほか、同2目6190中学校教育振興事業8万9,000円の増額は、教材備品、同6項1目6800学校給食管理運営事業962万9,000円の増額は、光熱水費、修繕料、調理用備品でございます。

生涯学習課関係、9款4項1目6350社会教育総務事務684万9,000円の増額は、時間外勤務手当ほか、同4目6500芸術文化振興事業12万円の増額、及び同5目6550公民館管理運営事業55万円の増額は、修繕料、同6目6600図書館管理運営事業186万8,000円の増額は、県の東アジア文化都市静岡県地域連携プログラム補助金を活用して実施する、文学シンポジウムに係る経費のほか、補正内容欄記載のとおり、同7目6650市史編さん事業11万円の増額は、会計年度任用職員人件費、同5項1目6701社会体育活動推進事業8万8,000円の増額は、消耗品費、同2目6750吉佐美運動公園管理運営事業96万円の増額は、修繕料でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務92万7,000円の増額は、職員人件費、印刷製本費。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務93万7,000円の減額は、時間外勤務手当ほか人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） どうも御説明ありがとうございます。

概要の15ページの0860防災対策について、ちょっと御質問いたします。

稲梓地区のほうですね、縦貫道の整備やインターチェンジ整備、また、耕土の発生土というような中ですね、地域活性や地域整備のチャンスということで、地元からいろんな施設の要望がそろそろ出てきているというふうには聞いております。それらを具体的にするに当たってですね、防災対策の整備をそこに加味するべきだというふうに思いますが、この防

災対策の総務事務の中にはですね、そのような内容とか考えとかというのは一考あるのかを御質問いたします。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） この中にはですね、下田北インターに関する防災対策の整備というのは入ってございません。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） 今回、入ってないということだと残念なことなんですが、今後ですね、早く具体的すべきかというふうに思いますので、市長のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

10年ほど前にですね、このような縦貫道の整備、インターチェンジの整備に当たってですね、稲梓地区の活性化、あるいは下田の活性化を目指してですね、何らかの手だてが必要だろうということですね、県知事のほうにですね、直接、県立のスポーツ公園を設け、平時のときにはそういう利活用、それが災害時、緊急時のときにはですね、北からの災害支援、特に下田市は御殿場の自衛隊と協定を結んでいますので、そういう意味からすれば、北からの支援の受け皿、また、海岸線の津波の地域から言えば、山の地域への避難場所、あるいは地元の稲梓地区にも土砂災害等大きな危険があるかということの中でですね、その建設を要望した経緯があるんですが、県の事情もありまして、具体的に進んでいないというところでもあります。

今回ですね、10年も経ち、縦貫道もあそこまで具体的に迫ってきておりますし、稲梓地区からすれば、これを地域活性、地域振興のチャンスということですね、今後いろんな要望が出てくるというふうに思います。その中にですね、下田市のみならず賀茂郡、そして地元の稲梓地区を入れた形でですね、防災の対策を加味した施設等をやはり考えていくべきじゃなかろうかというふうに思います。

今回、この中で、一考でもあって、そのような論議をしていただければありがたいところでありましたけれど、ないということですので、今後、早く具体的にそのようなことを市長のほうから表明させていただいてですね、進めていただくことをお願いするところでありますので、それを質問として最後とします。お願いします。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今般の補正予算の中に、せっかくの機会なのに箕作インター周辺の

防災的な検討、あるいは整備等が入っていないという御指摘でございます。

今、議員がおっしゃったとおり、この地域からは地元要望として、広域的な防災拠点でありかつ地元の地域のにぎわいの拠点にもなるようなそういったことを考えてほしい。もう既に農業的に持続性が困難であるので、市のほうでいろいろ見直してほしい。こういうような話が前々からいただいております。

議員御指摘のとおり、自衛隊が例えば津波で下田市がやられた、あるいは松崎もやられたというとき、広域的な後方支援の拠点というのが非常に重要であるというふうに言われてますので、私どももこれについて防災的にしっかりと検討しなければならないというふうに思っております。

一方で、地域の方々としっかりと話をしてですね、今後の農業の在り方ですとか、あるいは地域振興の在り方、そういったことをトータルでバランスよく進めていかなきゃいけないもんですから、今、いろんな形で勉強会、ワークショップをやったりとかですね、地域と一緒に農業をどうしようかという勉強会もやっております。現在、農地でございますので、農業をやられている。ただし、多くの方がこのままでは事業継続が困難だというふうなことをおっしゃってますので、その辺、総合的に勘案しましてですね、今後の防災拠点になるような土地利用について考えてまいりたいというふうに、今、市としてもですね、取り組んでおるところでございます。

あえて申し上げれば、私は、これまでも地元との話し合い、市長と語る会とかそういうところでもですね、そういった御提案いただいている中で、個人的には最もいいのは防災の道の駅かなというふうに考えています。たまたま、おとといとそのまた一つ前の十六、七だったかな、那須のほうに行ってみまして、那須町でそういったふだん使いの道の駅、それがいざとなったら防災の拠点になれるような、そういったものを見ましてですね、その道の駅の物販が行列ができるほどにぎわっている。その周りに公園とかレストランとかいろいろありましてですね、地元とよそから来た観光客との交流もあるという、そういう成功事例を見まして、これは参考になるなというふうに思ってきたばかりだったもんですから、今申し上げたように、道の駅っていうものも排除しないでですね、これから地域と一緒に考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 質疑の途中ですけれども、ここで休憩したいと思います。1時00分まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

質疑ございますか。

7 番 岡崎大五君。

○7 番（岡崎大五君） 今回ですね、歳入の補正予算のほうで、東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金という形で新しいイベントですね、これの予算が計上されております。これ、ついこの間、南伊豆町ではトルコ料理を食べるみたいなやつをやったと思うんですけど、文化庁の推進で今年は静岡県の番だってことで、下田市も手を挙げていただいて良かったなと思っています。この内容ですね。何をいつどこでやられるのか。この68万5,000円の補助金なんですけれども、実際に内容のところの23ページのほうを見ますと、この中に含まれているかと思うんですが、その内容についても御説明いただければと思います。お願いします。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） はい、ありがとうございます。

こちらのほうがですね、下田市の文学シンポジウムという形で、伊豆文学祭というのがこの先行われるんですが、そちらの下田バージョン的にですね、今、文化会館の大ホールを活用してやろうかと思っています。内容的にはですね、下田の文学ということで関わっていただいた方たちのメインとなる三島由紀夫さんのテーマにしてですね、実際は予算が確定してから交渉する形になるので、内々でこういうことができればという素案的な部分には現段階ではなるんですが、基調講演を講師の方をお願いをして、その後、下田の文学についてですね、地元の先生方をお願いをしてパネルディスカッションを、その講師の謝礼とかがこの図書館の課長補佐が中心にやっていただいているものですから、図書館の事業のほうに上げさせていただいて、補助金自体は2分の1という形の中で補助をいただいて、県の事業に関連して東アジアの補助を使って下田で文学のシンポジウムというような内容で、どちらかという再生の地みたいなものをテーマにしてですね、実際組んでいこうということで、今回、予算を計上させていただきました。

また、詳細はすいません、決まり次第、御報告させていただくということで、現段階では

そういうイメージで素案のほうを進めているというところで、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

6 番 天野美香君。

○6 番（天野美香君） 補正予算概要のですね、18ページと20ページで2点ほどお伺いします。

4060事業の伊豆'sライフスタイル推進事業、下田市産業人材育成業務、またもう1点ですね、公共交通推進事業の下田市Ma a S実証実験支援事業について、すみません、委員会で御説明あるかと思いますが、新しいことですので、大まかな概要を教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 私からは、産業人材育成業務の内容について、御説明をさせていただきます。

この業務につきましては、本市のですね、産業のさらなる発展を図るために、地域産業をリードするコア人材の育成ということを目的にしています。その中で、新たな事業の展開であったり、推進していくことによって、地域の活性化を図ることを目的とした人材の育成プログラムになります。この事業につきましては、昨年度も実施をしております、セミナーであったり、参加者の交流プログラム等を通じてですね、マーケティングや情報発信など、今の時代に沿ったですね、知識の習得であったり外部人材との交流を交えて、参加者がですね、今後、どういうふうに事業を進めていくのかというアクションプログラムを作ったりと、そういったようなことを行っております。昨年度もですね、11事業者の方、御参加いただいて、また、ワーケーションで来訪されている方々延べ34名の方も参加いただいた中でですね、半年間に及ぶプログラムの中で、異業種とのコラボであったり、参加者同士でサポートし合うような気運も生まれてきてます。そういった中で、参加者同士で職のイベントであったり、そういったような取組も行われているところで、参加いただいた方々のアンケートにおいてもですね、随分役に立ったということで、ぜひこういう事業を次の人たちのために続けてほしいというようなアンケート結果もございました。

そうしたことからですね、今年度もですね、また前回の方とは違う方々を募集する形で行おうというものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 下田市M a a S実証実験支援事業についてですが、こちらにつきましては、伊豆急行に対する補助金でございまして、L I N Eの観光型M a a Sというので伊豆ナビというのがございます。そちらを使ってスタンプラリー等を実施して、下田駅から次の2次交通の利便性の向上を図るというもので、実施期間は現在の水仙まつりの期間を予定して、12月20日頃から1月いっぱい期間を今のところ予定しております。

スタンプラリーの開催場所なんですが、現在のところ、当然、水仙まつりの時期なので爪木崎、あとペリーロードとか了仙寺、小木曾商店、ロロ黒船、開国博物館、駅前のフロント、土藤、弁天島ボードウォーク等々の箇所を今予定してます。昨年も同様な企画をしたんですけど、それに加えて、もう少し利用率を伸ばしていこうというところで、今回は、スタンプラリーやった方への景品も充実させていきたいというような企画を今考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 6番 天野美香君。

○6番（天野美香君） とても詳しい説明ありがとうございました。

終わります。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） 概要の22ページ、23ページのところで、生涯学習の件ですが、委員会のほうで聞く機会がないので御質問します。

吉佐美運動公園管理運営事業の修繕ということですが、内容的にはどのような修繕なのか教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 吉佐美運動公園の修繕は、一応、トイレの修繕を予定してまして、トイレが、今、入り口がそのまま入れるような形になっていて、秋山選手のほうからもですね、合宿に来たときに言われてまして、非常に風も大分入ってですね、外から見えちゃうというところで、そこのところにL字のパネルを設置をして外から見えないようにということで、男子用と女子用ということで設置の部分の修繕を予定させていただいております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 8番 楠山俊介君。3回目です。

○8番（楠山俊介君） 運動公園の管理なんですが、今年の夏を見ますとですね、トイレの使用とかごみ箱の使用が、海を利用されてる方がですね、かなり使用して、管理人の方が本当に毎日掃除だとか処理に困っていたというようなことで訴えを聞いたところがありますので、全くシャットアウトするわけにはいかないと思いますが、その辺のことを考えた利用の仕方の施設の改築なり修繕なりをですね、今後考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 議員の皆様にお伝えいたします。

議案に対する質疑は1回にまとめてください。1回の中で3回の質疑を許します。

ほかに質疑。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 予算書の8ページですが、ここに債務負担行為の補正が出てまして、新庁舎の備品購入、議会用と庁舎用がそれぞれ令和6年度に支払うということで、3,800万円と6,700万円の債務負担が出てます。この備品購入の方向付けはですね、どのような方向で進めようとしているのか。そして、この金額がどのような形で算出されたのか。

さらに、27ページの新庁舎等建設事業ですけども、説明書のほうでは12ページ、13ページかと思いますが、P C Bの廃棄物の処理委託が250万円であるということと、温泉利用の調査業務を300万円で作るんだということの内容を説明いただきたい。

さらに、旧校舎の活用棟を9,000万円と外工事が6,000万円ですか。1億5,000万円余の新たな予算付けをしているわけですけども、どうして9,000万円の外構が6,000万円、どのような主なる事業展開になるのかお尋ねをしたいと思います。

それからですね、予算の概要の15ページですが、先ほど楠山議員が質問をされて、伊豆縦貫道が開設しますと稲梓地区の活性化というんでしょうか。開発というんでしょうか。市長は道の駅を作ることが1つの大きなポイントだと、こういうお話であったかと思うんですが、果たして地元の人たちが道の駅を要望してるのかどうなのかと。

それからですね、1,300万円ほどで計画づくりが当初予算で出ていようかと思いますが、この内容は、伊豆縦貫道の残土処理をどうするかということと関連をしているような気がするわけです。そうしますと、伊豆縦貫道の残土処理というものは、今どこが予定されているのかと。そして、そういうものがこの予算上、措置されてるのかされていないのかお尋ねをしたいと。私の記憶ですと、稲梓地区は八木山だとか、美術館の前の箕作、戸崎と言うんでしょうか、の地区であったりしていようかと思うんですが、国のほうの調査等をちょっと調

べてみますと、箕作の農業改善構造をやったちょうど真ん中、中学校の前の田んぼって言うたらいいんでしょうか。あのあたりをですね、埋め立てるような案を国は思っていると。あるいは敷根のですね、山の中を埋立地を思っていると。こういう図面も市民の中に出回っているようでありますが、伊豆縦貫道については、埋立地はどのような形で今議論が進んで、この当年度の予算の中の措置があるのかないかお尋ねをしたいと思います。

それから、16ページ、17ページにコロナの関連で、それぞれ国庫の返還金が、例えば17ページの新型コロナワクチン接種事業7,048万8,000円とか、メディカルセンターへの臨時交付金ですか、特別交付金が1,295万1,000円。金額的にも、国庫返還金が身体障害者等につきましても大きな金額が出ていようかと思うんですが、生活保護につきましても5,274万5,000円もの国庫への返還金が出ているわけですが、このような大きな金額が補正で出てきた理由というのはどの辺にあるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、概要の説明の18ページ、19ページの中の南豆衛生プラントの負担金819万7,000円ですが、聞き違いかとも思いますが、土地購入に関わるような発言があったような気がするんですが、もし土地購入等が関わっているとしたら、どういう事情で、どこの土地を購入をしようということになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、20ページ、21ページの4550事業、道路維持事業で、市道の維持補修工事2,500万、あるいは維持管理補修120万の予算がついておりますが、これは先ほどの城山公園の落石等々がこの中にも入っているのか。交通安全の690万が予算措置されておりますが、その内容についてもお尋ねをしたい。

さらに、伊豆縦貫道の関連ですが、不動産鑑定業務委託20万というのが出ておりますが、これはどこの不動産鑑定を、どういう理由でするのか。

さらに、5250事業の旧下田グランドホテル安全対策工事130万。それから、都市公園の維持補修が420万ほど出ております。これらはどういう意味かと。

その1行上の、県営街路の負担金も、1,469万2,000円。土地購入費等を想定をしているのではないかと思います。これらについても、どういう事情かお尋ねをしたいと思います。

さらに、22ページ、23ページの学校給食が、今、委託しているのは、委託駄目だよと。学校給食が、給食できなくなるというような事態が他町村では生じていようかと思うんですが、そういう状況の中で、光熱水費が値上がりする、306万4,000円の修繕費、それから調理用備品を223万3,000円で購入するということの予算が出ておりますが、これはどういう事情なのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、残土処理と道の駅という、今の議員の御質問についてのみお答えして、残りのものは、各課長からお答えいたします。

まず、議員には、残土処理という言葉を変えていただきたいんですが、あれは発生土の活用というふうに呼んでいるわけです。残土といいますと、産業廃棄物。発生土でそれを活用すれば、それは、言ってみれば宝物になるわけです。

そういう話を、確か長友さんも前、ごみだって宝になるということをおっしゃいました。普通の、いわゆるごみでさえも宝になる時代です。私たちとしては、これが地域活性化のチャンスであるというふうな捉え方をしてらっしゃる地域の方々がいっぱいいらっしゃって、そうした方々とこれまで地元での勉強会、あるいはワークショップ、あるいは地区要望書ということで要望が出ていたりします。

我々行政はどうかと申しますと、市の総合計画においても、伊豆縦貫自動車道と、それから周辺の市町村の配置を見れば、あそこにこそ広域的な防災拠点をつくるべきであると、記載されています。都市計画のマスタープランにも書いてあります。

これまで、市長と語る会においても、いろいろなところから、私からも見えても、道の駅というキーワードが出ています。

防災の拠点であり、かつ、平時の利用、ちゃんと地域に賑わいですとか、活力を生み出す、そうした平時の利用を考えますと、市長としては、道の駅が最も妥当だというふうに考えています。

先ほどは、排除しないぐらいの言い方、これはまだ、地元の方々としっかりと話をし、まだ農業を継続したいという方もいらっしゃいますので、そういう意味でしっかりと話をしながら、これを、せっかくのチャンスを棒に振ってはいけないと思います。なんか、どっかのことわざで、幸福の女神は前髪フサフサで髪の毛を振り乱して走ってくるけれど、通り過ぎた後、後ろはつるっぱげって、こういう格言があるそうです。つまり、必ず、迷わずそのタイミングを逸しないようにしなければならないということで、今、いろんな場所で、私どもと地域とで話し合いをしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、庁舎の件につきまして、私のほうから答弁をいたしま

す。

まず、備品の関係の基本的な考え方につきましては、前の説明会等でもお話をさせていただきましたが、使用できる備品については、継続して使用していくこととしています。ただし、庁舎の管理上、あるいは利用者の多様性や新たな環境に対応するために更新が必要な備品については、新規に購入をしていくこととしています。

そしてまた、引っ越しの作業は職員自前で行うということで、なるべくそうしたことのの中で、今、考えているところでございます。

もう1点、状況の変化としまして、計画の途中で、本来、新築棟へ再度、2度の移転をするということにしていた議会関係、あるいは市長室関係が、今回、活用棟の中で、2回目の引っ越しはないという形で、計画の見直しをしておりますので、その辺の視点から、少し今回、備品とか工事の関係が、本来、新築棟のタイミングでやるべきだったことを、今回このタイミングで行っているということもございますので、そうした前提で御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、備品の中の議会の関係につきましては、もともと活用棟で、一時的に2年間使うという中で、既存の備品ですとか、システムの関係に移設をして、新築のときに新調するという中で考えていったものについて、今回、活用棟で使い続けるという中で、議会関係の備品につきましては、議席ですとか、議席周りのものについては、全て、今回、備品として購入をするということで考えております。

そして、庁舎、執行部関係につきましては、今回、新庁舎活用棟で使う部分の備品について、購入をする予定としております。

今回の主なものとしましては、職員の事務机、椅子、これにつきましては全て、今後の業務執行の中で新調するという中で考えているところでございます。

あと、PCBの処理委託に関しましては、活用棟、中学校の際に使っていた電気の受電のキュービクル、この中にPCBを含む機器が含まれているということが判明をしております。

このPCBを含む機械の処理につきましては、専用の処理の手続が必要ということで、この部分の処理経費の委託を、今回、計上したものでございます。

それから、温泉と水源の調査につきましては、今回、プロポーザルの中で業者のほうから建設予定地で見込まれている温泉、それから地下水、こちらの活用について提案がございました。その活用の可能性について調査をするために、温泉源、あと地下水の関係の調査を実施をして、そちらのほうを活用できるということの確認をした上で、設計の中で温泉への地下

水の活用を、改めて実施計画として検討していきたいというものでございます。

それから、工事費の関係でございますが、活用棟の今回の工事費につきましては、主に議場周りの工事の経費になります。議場システムの構築、あるいは今回、あるいは今後、新庁舎でも使いますけれども、市役所内、館内の共聴設備の構築、それから本来、議会関係、市長室周りの仮の佇まいということで予定した部分を、長く使うために、少し内装等をもう少ししっかりと改修をしていくと、こういったものの一連の経費として、まず建物として9,000万円を予定しています。

それから、外構につきましては、校舎北側の、前回、建設予定地、今回、公用車及び職員の駐車場とする部分、こちらの用地の水路、周辺水路の整備と、あと駐車場として活用していくための路盤の整備、こちらのほうを6,000万ということで予定してるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 伊豆縦貫道の関係ですが、建設発生土の活用地として、今、候補地とあがっているのが、インターチェンジのもうちょっと北側の、いわゆる皆さん、箕作広場という言い方をしていると思うんですけれども、そこ1件と、須原の八木山のところです。場所は、沢登議員がおっしゃった場所でございます。

加えて、今、発生土を活用できる場所は、ほかにはないかというところで、現在、箕作のインターチェンジの周辺だとか、敷根に活用できないかという検討をしている状況です。

あと、予算書の関係ですが、まず、概要書の20、21の道路維持事業でございますが、こちらについては、市道維持補修工事費2,500万円については、地区要望に対応するもので、現在、吉佐美の市道多々戸1号線のほか7路線を予定しております。

市道維持補修用資材120万円、こちら、いわゆる原材料支給でございます。こちらも同じく地区要望に対するもので、大賀茂の市道林山線ほか2路線に生コン等を支給する予定であります。

安全施設設置工事でございますが、こちらも同様に、地区要望に対応するため、須原のほうに市道新田線というのがございますが、そこに防護柵を設置する、ほか5件の工事費を見込んでおります。

5180の伊豆縦貫自動車道建設事業の不動産鑑定業務20万円につきましては、線路沿いに市役所の土地を、今、公用車の駐車場置き場があるんですけれども、御存じでしょうか。そ

こについては、今度、庁舎の移転に伴って、駐車場として要らなくなります。そうした中、縦貫道の移転が伴う人が、そこを希望している。移設地として希望しているので、縦貫道のほうで一応、土地鑑定業務を行うものです。

あと、県営街路5200、県営街路事業負担金事務ですが、こちらは当初予算に、科目存置として1,000円計上しております。こちらについては、県のほうの事業費がまだ未確定というところで、1,000円を計上したところでございますが、今回、県の事業費9,795万円という事業費が確定しましたので、それに対する15%の負担金1,469万2,000円を計上しております。

あと、5250都市公園維持管理事業関係でございますが、まず、グランドホテル安全対策工事につきましては、仮設防護柵の支柱を設置するため、構造変更の必要が生じたというところで、最初は建込式を予定しておりましたが、一部コンクリート構造物等があって、建込みするのはちょっと困難だということで、支柱を加工し、アンカープレートで支える方式に変える予定です。ですので、それに伴う増額変更です。

あと、都市公園の施設維持補修工事費420万円については、現在、敷根公園グラウンドに、グラウンドゴルフ等々やる方の、日よけが何もないというところで、屋根付きのベンチの設置を行うのと、あと中村中央公園のベンチが、かなり損傷が著しいので、その取替工事を予定しております。

私からは、以上です。

○議長（中村 敦君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 市民保健課からは、議員御質問の補正予算の概要、16ページの上から3番目、まず新型コロナワクチン接種事業国庫返還金7,048万8,000円、なぜこの時期かということにつきましては、国庫返還金が確定いたしましたので、9月補正の時期を見て、上げさせていただきました。

内容としましては、もし主要な施策の成果の本をお持ちのようでしたら、135ページに新型コロナワクチンウイルス感染症対策がありまして、総事業費1億9,398万354円の事業をする中で、新型コロナワクチンに対する不用額の内訳が、次のページ、136ページのほうに、不用額返還金との説明がございますので、そちらを確認いただければと思います。

もう一点、議員質問の、同じページ上から7行目になりますが、2080事業、一部事務組合メディカルセンター負担金事務の金額が大きいのに、この時期に補正したという内容につきましては、メディカルセンターの組合議会のほうが8月に行われまして、8月の組合議会の決定を受けて、それぞれの市町がこの時期に補正予算を行ったということであります。

内容としましては、下田メディカルセンターの不採算地区の加算分の金額の変更があったということと、新たに令和4年、令和5年に国のほうが、医師・看護師派遣等に関わる地方財政措置の拡充というものをいたしまして、医師・看護師を遠方から受け入れる場合、その交通費等の補助についても、財政措置するよということがありましたので、医師確保を進めるために、補助金の、負担金の増額を組合のほうで決めたものです。

以上です。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 私からは、南豆衛生プラント組合負担金の件につきまして御質問をいただきましたので、お答えいたします。

南豆衛生プラント組合の負担金につきましては、今回、地権者お一人と用地の取得について合意が得られたため、購入したもののほか、光熱費等の高騰に対応するため、燃料費等の予算につきまして、組合の8月定例会で議決を得たものにつきまして、今回、下田市分の負担金を計上したものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） 私からは、学校給食の関係をお答えします。

学校給食費の光熱費の増額補正なんですけれども、こちらに関しましては、学校給食センターの光熱水費というようなことで、当初予算におきましても、一定の電気料の引上げ分、想定はしていただんですけども、想定以上にかかりそうだというようなことで、主に電気料が増額の要因ということで、御理解いただきたいと思います。

それと、備品購入費でございますが、こちらに関しましては、給食で使用しております仕切り皿という角皿があるんですが、センターを開始して8年目というようなこともありまして、一部に、皿に傷ですとか、剥がれが生じているものが出てきたというようなことで、例えばそれがまた変に剥がれて、異物混入とかっていうことの事案に結びつかないように、今回、更新をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうから、国庫返還金についてお答えさせていただきます。

予算の概要のほうを見ますと、16ページ、17ページ、それから18ページ、19ページに福祉

事務所関連の歳出の予算がございまして、こちらの中で、国庫返還金が、数えますと12ですか、11ですね。県費のほうの返還金が二つということで、言葉として出てきまして、大変多うございますけれども、これは扶助費の事業の性質上、やはり年間を通じて予算を確保しておかなければいけないという事情がありまして、当初予算で、余裕を持って予算を確保させていただいているところです。

それに対しまして、いつその扶助費が発生するかというところもありまして、年度末、本当に3月31日までならないと、事業が終わらないということで、事業費の総額も確定しないというようなことで、年度が変わってから事業実績がございまして、国庫返還金のほうは、その事業実績に基づきまして精算された結果ということでございます。

生活保護費のほうで5,200万の返還金ということで、額が多いということで御指摘ございましたけれども、こちらのほうについては、中身といたしますと、生活扶助費、医療扶助費、それから介護扶助の合計ということで、生活扶助のほうが大体、約2,700万、医療扶助のほうで約2,300万、介護扶助のほうは、約2,900万といったような内訳でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 庁舎の関係ですけれども、当然、今、ここにあるものも、使えるものは使うってような方針を言われているわけですが、当然、設計段階で、設計者の中には、備品等、机やそういうものをどうするんだという設計はないのかと。温泉等を使って、管理する庁舎にしようというようなことも、当然、設計段階で出されてきている意見だろうと思うんです。

それは、何で設計の費用として含まれずに、特別、取り出して、温泉利用の措置をするというようなことになるのかと。何かこの、庁舎建設について、庁舎をつくるんだということで、ひとまとまりの中できっちり庁舎をつくっていくという発想ではなくて、今まで使わなかった庁舎を今度使うようにして、体育館を使うようにしてやるんだよと。何か、その時々で思いついたことを予算措置をして、進めてやっているのかなってというような、こんな思いがするわけなんです。

そうじゃないということの御提案をいただきたいと思ってるんですが、何かそんな気がして、何でこの庁舎の温泉調査委託というのは、特別に出てこなきゃならないのかと。当然、庁舎の建設の設計費用の中に含まれるべき課題の内容ではないのかという点の、再質問をしたいということと、それからこのPCBのキュービクル等によります施設解体による処理と

いうのは、ここの中学校だけではなくて、確か図書館だったですか、ほかの一部事務組合を含めたPCBの保管をしている状態があるんじゃないかと思うんですが、やはり、これらは全体的に、ここだけではなくて、この際に危険物でありますので、早急に、全体的に処理をするという計画を立てるべきではないかと、こういう具合に思うわけですがけれども、いかがかと。

それから、この新庁舎は、議場等が移らなくなったので、共有のもので9,000万、外構については、新しい新築棟のほうでやったものを、前倒しの予算措置として出てきてるんですよと、こういう御説明いただいたわけですが、そうなりますと、全体の、体育館や新築棟を含めた予算措置というのは、幾らになるのかと。全体会議で、説明いただいたのは26億ですよという、大つかみの数字は出されていますけれども、やはりこの予算をここで出すからには、全体の把握をして、今年度はこれだけですよと。こういう説明であるべきじゃないかと思うんですが、その点はいかがなものかというような思いがいたしますので、再質問をさせていただきます。

それから、南豆衛生プラントの土地というのは、どのぐらいの土地を、どこが必要で購入をされたのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、旧グランドホテルの安全対策ですが、従来の工法ではいけなくなったので、アンカーを打つ工事をやるようにするんだと。何かこれも、どういう事情でこういうことになったのか。当初予算の中で、確か500万程度だったか、あったかと思うんですが、それがどういうわけで、今時点で、見直しをしなきゃならなくなったのかと。

何か、よくそこら辺の事情が分かりませんので、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、備品の関係、繰り返しの部分になりますけれども、基本的には、使えるものを使うという方針ではありますが、必要なものについては、購入ということと考えております。

あと、議会関係の部分につきましては、これも繰り返しですけれども、活用棟に1度入った、その2年間の仮設という中で、こちらにあるものを一旦使って、仮設をやった上で、新築棟で新たに整備するという方針を変更した関係で、新築棟で本来やるつもりであった、ずっと使い続けていくための議会としての設備、備品について、活用棟のこのタイミングで購入、あるいは整備をさせていただくということで、前倒しという形で整備をしていく、そういう予定でいるところでございます。

あと、温泉の活用のございます。こちらにつきましては、設計の段階で、積算に組み込んでいなかったことから、今回、提案も受けて、改めて別立てで調査の経費を計上させていただいてるところでございます。

あと、P C Bの関係、今回、庁舎の関係は、旧稲梓中学校のキュービクルの中にある変圧器とコンデンサーの関係で、低濃度のP C Bが含まれている可能性があるコンデンサーを含む、そのような機械について、処理を行うということで、その経費が、庁舎の関係が先出しになってるところでございます。

こちらにつきましては、後ほど財務課のほうで、全体の調査等をやっておりますので、改めて補足で説明をさせていただきます。

それから、経費の関係でございますが、当然ながら全体の経費を常に見ながらというのは、十分認識をしております。前回、議会の皆様への説明会等で御説明をさせていただきました中で、経費につきましては、現状の実施設計におきまして、32から35億程度ということで御説明をさせていただいております。

この中には、新築棟、あるいは今、今回、提案をさせていただいています補正予算の経費、こうしたものは全て含んだ中で、こちらの総経費の中でやりくりをしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） P C Bの関係につきましては、高濃度と低濃度というものがございまして、建物に係る高濃度の部分については、調査のほうは既にしておりまして、令和4年度の予算でも、処理の委託のほうを計上していたところなんですけれども、一部、低濃度のP C Bの調査というのを、今年度、令和5年度の予算でやっております。

ですから、そのあたりで低濃度のP C Bの処理すべきものがどの程度出てくるのかというのがございますので、令和4年度の部分については、予算のほうは、そのまま未執行で流させていただきますので、令和5年度、低濃度も含めて、どの程度処理しなければならないのかというのが出てきましたら、併せて処理の分の予算計上をさせていただく予定でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 南豆衛生プラントの土地の取得につきましては、個別の案件ですので、内容的な部分については、組合の運営事項でもありますので、私から、この場では控えさせていただきますけれども、組合の議会のほうでも報告されておりますので、また

ちょっと、そちらのほうの資料、今日持ち合わせておりませんので、またそちらのほうで御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） グランドホテルの関係ですが、当初、打ち込み、支柱の根入れを一定の深さ、普通入れていくんですけども、土に。そうしたところ、現地を再確認したところ、下に、元々の既存のコンクリートの基礎が出てきまして、コンクリートに穴を開けるのは容易ではないというところで、プレートに、コンクリート自体がしっかりしたものですので、コンクリートにプレート、支柱にプレート式にして、アンカーで打って、固定するという工法に変更したところでございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） はじめに申し上げたとおり、今回の土地の取得については、お一方ですので、その方の、1件の個別の案件ということになります。

その点につきましては、場所はプラントの敷地内の一角でございますので、また後ほど、資料等につきましては提供したいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） グランドホテルのことだけ聞いて終わりますが、そのことによって、どういう立派な、あるいは頑丈な防護壁ができて、どういう事態を防げるということになるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 支柱の安定を保つために、当初は土の中に一定の長さを入れていく方法を考えていましたが、コンクリートでしたので、コンクリートに穴を開けて、支柱を入れるのは逆に費用がかかると判断しまして、プレート式で支えるという工法変更です。支柱の安定を保つための方法を、既存の下地の状況によって変えた、変更したというところですよ。

役割ってことですよね。その目的ですよ。それは当初予算で説明させていただきましたが、まず昨今の廃棄ホテルマニアという方たちが侵入してくると、そういったところでまず侵入防止。高さは3メートル程度ですので、万全に飛散するものを防げるとは言い切れませんが、多少のものは、それで抑止力になるだろうという目的で、防護柵を設置しております。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 21ページ、建設課の、同じく5250の都市公園維持管理事業の部分で、これ当初予算もそうでしたが、旧下田グランドホテル安全対策工事費というものが、都市公園維持管理事業としての、計上される考え方について、確認で質問させていただければと思います。

普通財産か行政財産かによっても、公有財産管理規則に基づいて所管課等変わってくるかと思いますが、その点について、1点教えていただきたいと思います。

もう一点、当該箇所の現在の柵の手前に、切り返しスペースというか、少し大きいスペースがありまして、夏の間、7台、8台ぐらいが許可を取って駐車されているのか、ちょっとどういう状況で駐車されているか分からなかったんですが、今後、スペースについては、引き続きUターン箇所として空けとくのか、柵の位置を前にずらして、そういった駐車ができないようにするのか、そういった方向性について、2点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） グランドホテルについてですが、グランドホテルを購入した経過と目的の中に、下田公園に隣接していると。下田公園と一体になっての活用を検討していく、という目的がありましたので、現在、こちらの公園の事業に計上しております。

夏の期間なんですけど、許可を、あと別の会計に出てくるんですけども、行政財産の貸付にのっとって、一定の金額を頂いて、許可しております。

今後の在り方については、私もちょっと迷っているところがございますけど、不法に駐車されることは、行政の土地として好ましくないもので、防ぐっていうことを、今、前提に置いていますけど、確かにあそこ、Uターンする場所がなかなかないので、一部だけ開けて、利便性を図ろうかどうかというところは、状況を見てまた判断したいと思いますが、当面の間は入れないようにする予定でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） グランドホテルの用地につきましては、予算としましては、公共用地取得特別会計のほうで取得してございます。

公共用地取得特別会計というのは、先般も一般質問の際にも説明させていただきましたけ

れども、経理会計と申しますか、公共用地、事業をやる際に、現時点であると、国庫補助ですとか、地方債の対象にはならない。しかしながら、今後、そういったものを活用して事業を進めていく予定のある土地につきまして、一旦、公共用地のほうで、取得のほうをいたします。

そうしますと、公共用地から事業を実施する際、一般会計が買い戻す際につきましては、同じ市の会計同士なんですけれども、公共用地からの場合は、国庫補助ですとか、地方債の対象になるという制度がございます。そのような制度を適用させるためだけの会計となつてございますので、公共用地取得特別会計において、事業を直接実施するということはございません。

ですから、取得の経過からいたしまして、建設課の事業の方で、こちらの工事については、予算のほうは計上させていただきました。

あと財産といたしましては、基本的には、例えば道路を造るための用地を購入したとします。実際に、例えば工事をして供用が開始されたとき、それが行政財産という正式な道路になりますので、その前の段階につきましては、厳密なことを申しますと、普通財産という形になります。しかしながら、通常の普通財政ではなくて、行政財産を予定しているものですので、行政財産的扱いの普通財産という形になるかと思います。

こちらのグランドホテルの用地につきましては、厳密に申しますと、公共用地取得特別会計ですので、まだ行政財産ではございませんけれども、のちのち計画をつくって、行政財産として活躍する予定がございますので、ただ予定については、まだ計画中でございますので、ないと言えないんですけれども、現時点において、建設課のほうに予算を計上させていただいたという状況でございます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私、先ほど行政財産と申し上げましたが、普通財産の誤りです。失礼しました。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員

の人件費は共済費のみを、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。

2時10分まで休憩いたします。

午後 1 時55分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第47号～議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志君） 議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

補正予算書の67ページをお開きください。

令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の68ページから71ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により、

御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は、153万6,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

26、27ページお開きください。

歳出でございますが、4款1項1目8030稲梓財産区基金積立金76万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定により財政調整基金積立金を増額するもの。

6款1項1目予備費、76万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の83ページをお開きください。

令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ950万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の84ページから87ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要28、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金150万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

30ページ、31ページの歳出でございます。

3款1項1目、下田駅前広場整備事業基金199万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定により、基金に積み立てるもの。5款1項1目予備費49万3,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の99ページをお開きください。

令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ303万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の100ページから103ページ、記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、32、33ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入1万3,000円の増額は、ゴールデンウィーク及び夏期の市道渋滞緩和のため、旧下田グランドホテルの入口箇所を駐車スペースとして一時使用させたもの。

34、35ページの歳出でございます。

2款1項1目8210土地開発基金繰出金1万3,000円の増額は、市有地貸付収入を基金に積み立てるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の115ページをお開きください。

令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,353万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,308万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の116ページから119ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によ

り御説明申し上げます。

補正予算の概要36、37ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目2節特別交付金363万円の増額は、産前産後保険料システム改修に係る交付を受け入れるもの。

6款1項1目4節事務費等繰入金310万円の減額は、人事異動等による繰入金（人件費分）の減及び（事務費分）の増でございます。

同2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金3,000万円の増額は、事業費納付金に係る国税収入の不足分を繰り入れるもの。

7款1項1目1節繰越金1,197万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

8款3項5目1節特定健康診査等負担金103万1,000円の増額は、前年度分の精算分でございます。

38、39ページ、歳出でございます。

1款1項1目8300国民健康保険総務事務182万円の増額は、時間外勤務手当及びシステム改修費ほか。

同2項1目8321国民健康保険徴収事務129万円の減額は、職員人件費。

6款1項1目8490国民健康保険事業基金3,400万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金に積み立てるもの。

8款1項1目8510一般被保険者保険税還付事務41万2,000円の増額は、保険税還付金の増。
同3目8530国民健康保険償還金事務1,241万1,000円の増額は、前年度の保険給付費等交付金返還金等の確定によるもの。同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金319万4,000円の増額は、前年度精算分。

9款1項1目予備費700万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の137ページをお開きください。

令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億

8,354万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の138ページから141ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要40ページ、41ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分71万4,000円の増額は、地域支援事業の増額によるもの。

4款1項1目2節支払基金交付金・介護給付費交付金・過年度分1,861万2,000円の追加、及び、同2目2節支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・過年度分110万5,000円の追加は、基金交付金の精算によるもの。

5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）・現年度分35万8,000円の増額。

8款1項3目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分35万8,000円の増額。同4目1節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・職員給与費等繰入金99万5,000円の減額及び、42、43ページをお開きください。

同2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金44万5,000円の減額は、主に人事異動に伴うものでございます。

同5目1節一般会計繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金・低所得者保険料軽減負担金繰入金16万2,000円の増は、精算によるもの。

9款1項1目1節繰越金1億5,367万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

44、45ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務147万円の減額から、同3項2目9207認定調査等事務3万円の増額。

3款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業9万9,000円の減額。同3項1目9349総合相談事業20万5,000円の減額は、いずれも職員人件費等でございます。

同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業150万5,000円の増額は、時間外勤務手当ほか。

同5目9360在宅医療・介護連携推進事業65万4,000円の増額は、印刷製本費。

4款1項1目9375介護給付給付費準備基金積立金9,716万4,000円の増額は、介護給付費準備基金へ積み立てるもの。

6款1項3目9397介護保険償還金事務3,972万6,000円の増額は、国・県返還金。

同2項1目9398介護保険一般会計繰出金3,445万4,000円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの。

7款1項1目予備費178万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の159ページをお開きください。

令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,756万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の160ページから163ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算書の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要46、47ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料・現年度分911万3,000円の減額、及び同2目1節普通徴収保険料・現年度分549万4,000円の増額は、それぞれ本算定に基づく、後期高齢者医療保険料の調定額の見込みによるもの。

3款1項1目1節事務費繰入金128万8,000円の減額は、職員人件費に伴う繰入金の減。

4款1項1目1節繰越金544万8,000円の増額は、前年度の決算確定によるもの。

5款4項2目1節保健事業等受託金2万1,000円の増額は、会計年度任用職員人件費でございます。

48、49ページ、歳出でございます。

1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務128万8,000円の減額は、職員人件費等。

2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金131万9,000円の減額は、本算定に基づく

見込みにより、納付額が減額となるもの。

3 款 1 項 1 目 8755 保健事業と介護予防の一体的実施事業 2 万 1,000 円の増額は、会計年度任用職員人件費。

4 款 2 項 1 目 8780 他会計繰出金 292 万 2,000 円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

5 款 1 項 1 目 予備費 22 万 6,000 円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 52 号 令和 5 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 53 号 令和 5 年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の 181 ページをお開きください。

令和 5 年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,501 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の 182 ページから 185 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算書の概要、50 ページ、51 ページをお開きください。

歳入でございますが、4 款 1 項 1 目 1 節繰越金 101 万 9,000 円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

52、53 ページの歳出でございます。

2 款 1 項 2 目 9009 起債利子償還事務 3 万 7,000 円の減額は、長期債利子の確定によるもの。

3 款 1 項 1 目 予備費 105 万 6,000 円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 53 号 令和 5 年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

なお、54 ページから 55、57 ページ、補正予算の概要のほうには、4 月の人事異動に伴う人件費の増減につきまして総括、会計年度任用職員以外の職員、会計年度任用職員の順で、会計ごとに一覧表を添付させていただきました。

以上、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） それでは、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を、一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まずはじめに、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございますが、令和4年度決算額確定による長期前受金戻入の減額、減価償却費の減額、及び本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整等に対応した予算の編成を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和5年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものといたしまして、第4号の主な建設改良事業として、改良工事費と、第6次拡張事業費の合計4億7,432万8,000円を、4億7,412万4,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業収益を42万3,000円減額し、6億6,807万6,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を42万3,000円減額し、2,541万7,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を438万4,000円減額し、6億2,829万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を440万6,000円減額し、5億8,173万6,000円に、第2項営業外費用を2万2,000円増額し、3,905万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中、不足する額2億7,393万1,000円を、不足する額2億7,372万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,337万6,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,337万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億3,819万円を当年度分損益勘定留保資金2億3,599万9,000円

に、減債積立金236万5,000円を減債積立金435万4,000円にそれぞれ改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を20万4,000円減額し、6億1,839万7,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を20万4,000円減額し、4億7,560万5,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費8,863万6,000円を、8,621万1,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和5年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益の42万3,000円減額は、2項営業外収益、2目他会計繰入金42万円の減額が、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整によるもの。3目長期前受金戻入3,000円の減額が、令和4年度決算に伴う資産振替の結果によるものでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用を438万4,000円減額するもので、1項営業費用440万6,000円の減額は、3目受託工事費230万6,000円の減額、4目業務費7万6,000円及び5目総係費9,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の調整によるもの。6目減価償却費218万5,000円の減額は、令和4年度決算額確定による減額でございます。

2項営業外費用2万2,000円の増額は、2目消費税及び地方消費税2万2,000円の増額で、人事異動に伴う調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出を20万4,000円減額するもので、内容としまして、1項建設改良費、1目改良工事費20万4,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

8ページ、9ページは、給与費明細書でございます。

10ページから12ページを御覧ください。

令和5年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してございますように、資産合計は70億9,764万2,000円となるものでございます。

12ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は70億9,764万2,000円となり、

先の資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページを御覧ください。

令和5年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動におけるキャッシュ・フローが2億2,104万4,000円、投資活動におけるキャッシュ・フローがマイナス4億3,260万円、財務活動によるキャッシュ・フローが1億9,221万円となり、資金減少額が1,934万6,000円となるものでございます。

令和5年度資金期首残高3億6,699万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億4,764万6,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきまして、令和4年度決算確定による長期前受金戻入の増額、収益的支出におきまして、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整、スマートメーターの試験的導入に伴う費用の増額、令和4年度決算確定による減価償却費の減額、令和4年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額と、また資本的支出におきまして、定期人事異動に伴う人件費の調整に対応した予算の編成を行ったところでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の23ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和5年度下田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和5年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計2億8,848万円を2億9,128万5,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で、第1款下水道事業収益を139万8,000円増額し、8億9,252万2,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を139万8,000円増額し、7億4,927万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用を125万9,000円減額し、7億8,428万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を99万5,000円減額し、7億

3,115万3,000円、第2項営業外費用を26万4,000円減額し、4,213万円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中、「不足する額4億3,722万2,000円」を、「不足する額4億4,002万7,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,689万4,000円」を、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,688万2,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億4,298万4,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,991万7,000」円に、「減債積立金1億1,069万2,000円」を「減債積立金1億149万8,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分額6,665万2,000円」を「当年度利益剰余金予定処分額8,173万円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を280万5,000円増額し、6億7,918万1,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を280万5,000円増額し、2億9,128万6,000円とするものでございます。

第5条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、新たに2件の事項、期間及び限度額について追加するものでございます。

1件目の事項は、スマートメーター利用料で、期間は令和5年度から令和13年度まで、限度額は事業予定額102万6,000円の範囲内でスマートメーターを利用する旨の契約を令和5年度において締結し、令和5年度予算計上額2,000円を超える102万4,000円については、令和6年度以降において支払うとするものでございます。

2件目の事項は、公共下水道事業計画策定業務委託料、期間は、令和5年度から令和6年度まで、限度額は事業予定額2,600万円の範囲内で、公共下水道事業計画策定業務を委託する旨の契約を令和5年度において締結し、令和6年度において支払うものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員人件費2,949万3,000円を3,255万9,000円に改めるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

令和5年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款下水道事業収益を139万8,000円増額するもので、内訳としまして、2項営業外収益、139万8,000円の増額は、令和4年度決算確定による、3目長期前受金戻入の増額でございます。

次に、支出でございます。

1 款下水道事業費用を125万9,000円減額するもので、内訳としまして、第4目総係費の増額は、人件費の調整及びスマートメーターの購入設置に係る費用によるもの。5目減価償却費の減額は、令和4年度決算整理によるもの。2項営業外費用26万4,000円の減額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費における企業債利息の確定によるものでございます。

28、29ページを御覧ください。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出を280万5,000円増額するもので、内訳としまして、1項建設改良費280万5,000円の増額は、1目管渠整備事業費が時間外手当の増額と人件費の調整によるもの。2目処理場改良費につきましては、人件費の調整によるものでございます。

30ページ、31ページは、給与費明細書でございます。

32ページ、33ページは、債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての前年度までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。上段太枠は補正前、下段の太枠に補正後を記載してございます。補正後1段目は、下田市浄化センター濃縮設備更新工事で、こちらは補正前と変更はございません。

2段目は、追加分の1件目、スマートメーター利用料、3段目は、公共下水道事業計画策定業務委託料です。追加分の内容につきましては、冒頭の予算書23ページの第5条で説明させていただきましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

34ページから36ページを御覧ください。

令和5年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、34ページ末尾に記載してございますように、資産合計は107億2,288万7,000円となるものでございます。

また、36ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は107億2,288万7,000円となり、先の資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

37ページを御覧ください。

令和5年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動におけるキャッシュ・フローが、3億4,631万9,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億8,114万3,000円。財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億3,422万9,000円となり、資金減少額が6,905万3,000円となるものでございます。

令和5年度資金期首残高1億3,764万4,000円から、資金減少額を差し引きますと、資金期

末残高が6,857万1,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、議第55号、令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 議第47号から議第55号までについて、当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第47号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第49号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 説明資料の37ページに、国保税の不足分として、3,000万繰入金を受けると。そして、39ページに、国民健康保険事業基金積立金3,400万円積み立てると、こういう会計になって、400万円余分に積めておられると、こういう形になっていようかと思えます。

そして、国保税については、値下げをしてきて、積立金を使って、本来であれば、5%が7%ぐらいずつ値上げをしていきたい部分を、この積立金で措置して、この料金、国保料を引き上げないと、こういう措置をとるんだと、かつて説明をしてきたかと思うんですが、その現状が、今日どうなっているのかと。

こういうことでいきますと、3,000万円繰り入れて、3,400万円積み立てるということでは、積立金のほうが多くなっているわけですので、予算上は良好に運営されて、値上げをする必要が回避できるのかどうなのか、そこら辺のことについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 議員御指摘のとおり、36ページ、37ページにあります国民健康保険事業基金繰入金で3,000万の繰入金を補正してということなのですが、実際には、3,000万円を繰り入れることによって、補正前の額8,000万と加えて1億1,000万を基金から払い戻すという予定になっております。

そして、歳出のほうにあります基金繰入金につきましては、国保税のほうで給付に使わなかった分の2分の1以上を積み立てるというルールに基づきまして、3,400万の積立てを行うということで、今年度の、今のところですが、基金の残高は2億1,186万円相当になると。2億1,000万ちょっとの金額が基金の残高となる予定でございます。

今、申し上げたように、今年度の取崩残額が1億1,000万ということを考えますと、2年ほどこのペースを続けると、基金残高が不足してくるということがありますので、これは担当課だけで決めることなく、国保の運営協議会というところで諮問させていただくことになるかと思いますが、国保税の、今の時点では決定ではありませんが、金額の変更というものを想定せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は、共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は、共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の人件費及び会計年度任用職員の人件費は、共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 23ページのスマートメーターの利用料というのが出てまして、5年度から13年度まで、スマートメーターとはどういうものかということの説明をいただきたい。

それから、その下に公共下水道事業計画を委託するんだということですが、委託事

業計画は、どういうものを想定しているのかと。そして、やはり業者に全部委託してしまうという、こういう計画づくりではなくて、職員自らが事業計画をつくるという方向に、私は変えていくべきではないかという具合に思っているわけです。

結局、業者委託にしてしまうと、職員が関わらずに、絵に描いた計画になってしまうと、こういうことがなりやすいと思うわけです。

職員自身が大変であっても、知恵者の知恵を借りながら、計画をつくるという、こういう方向を目指せないのかというような思いから質問をさせていただきたいと思います。

どういう内容の委託計画になるのかということです。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） まず、スマートメーターの関係ですけれども、基本的に下水道の使用料につきましては、水道のメーターにより使用料、水道が使った分がそのまま流れるという考えでいるんですけれども、水道水以外に温泉であったり、井戸水を使用されている方につきましては、下水道のほうで、その水量を測るためのメーターを設置しているんですけれども、何分、下水道事業は後から供用開始された関係で、そもそもあのメーターを設置するっていう考えのなかった井戸水とか温泉水のメーターの設置に当たって、例えば新築の住宅で水道のメーターを設置するよってなったら、検針しやすいところ、分かりやすいところにつけてくださいというお話をさせてもらっているんですけれども、どうしても後からつけた関係で、例えばですけれども、ふだん、人が立ち入ることを想定していないビルの屋上、当然落下防止の手すりもなければ、階段で行けるわけでもなく、はしごを使って点検口を開けて上がらないといけないようなところについているメーターがあったりとか、あとは、営業中の店舗というか、事業所の中にあって、仕事をストップしていただかないと検針ができないようなところについてるメーターなどもございます。そういったメーターを、検針に行くのではなくて、メーターそのものの数値をモバイル回線等を使って発信して、事務所の方で、検針に行かなくても水量が把握できるようなメーターを、今、そういうメーターにつきましては、検針員さん、うちのほうは1名雇って検針してもらったり、危険なところについては、職員が自ら行ったりしているんですけれども、そういったところを、ゆくゆくはスマートメーターで検針に行かなくても済むような方法がとれないかということで、今回、ちょっと厳選した3カ所程度を試験的に導入してみて、本当にできるようであれば、ゆくゆくは様子を見てその実用化、なるべくだったら100%変えていければとは思っております。そのための試験的導入をやろうと考えているものでございます。

もう1点、事業計画のほうにつきましては、大きな全体計画で定められたもののうち、今後5年間から7年間程度で実施する予定の部分、何をやっていくか。施設の点検を年に何回やっていくのかとか、どんな方法でやっていくのかとか、そういう機能の維持に関するものとかも含めた計画をつくるものでございます。

こちらは、都市計画法に定められている認可を受けるものでございまして、決して業者に丸投げで、お仕着せのような計画を立てる考えはございません。中身については、職員のほうで、こういったことをやりたい、こういうものをやるべきということの考えを、計画という形にしてまとめる作業を委託するものだと考えております。

当然、中身につきましては、業者の言いなりとかそういうことではなくて、あくまでこちらの考えたものを形にすることをやっていただくと、そういうものだと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） スマートメーター、令和5年から13年って書いてありますけれども、これは令和6年までの間違いなんではないでしょうか。

それと、3件ほど困難事例があり、テストケースでやるんですよということですが、そうしますと、その3件の内容というのは、旅館とかホテルとか、そういう大きな事業所というような形のところなんではないでしょうか。

それから、自らの検討してきた事業計画を業者の知恵を借りながらまとめ上げるんだと。知恵者の知恵を借りながらまとめ上げるんだと、こういう御答弁をいただいたんですが、そうしますと、今、公共下水道のほうの事業計画の中心的な課題というのは、どういうことを課題としているのでしょうか。

○議長（中村 敦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） すみません、この期間につきましては、メーターの計量が満了する期間、普通のスマートメーターでない水道メーターもそうなんですけれども、一度購入したメーターは8年間が有効期間となっていますので、それを1年間だけつけてみて、また外すとかっていうことは考えておりませんので、つけたら、その期間が満了するまでの8年間は使い続けてみるという考えで、この期間になっているものでございます。

事業計画につきましては、今後、次に環境整備だったら何をやっていくのか、どこをやっていくのか。処理場もどうしていくのか。今はまだ、可能性調査の途中なので、何とも言えないところがありますけれども、バイオマス発電を、もし可能性があるということであれば、

その事業も今後の計画に盛り込んでいけるのかなと。そのためにも、来年度になってから、新年度予算で普通にやって、4月以降事務手続を進めて、契約をとかってやっていたのでは間に合わなくなるのではないかとということもありまして、今年度から来年度の債務ということとで考えているものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。3回目です。

○12番（沢登英信君） 最後に、この下水道計画に要望をして終わりたいと思いますが。

バイオマス発電に手を挙げて、当初予算で500万でしたか、幾らかの予算措置がされていると思うわけです。そしてその一方で、この1市3町の焼却炉を造るのには、汚泥を燃やすんだという形になって、さらに可燃ごみの中には、生ごみが含まれているにも関わらず、生ごみの処理施設は造らないと、この20年間。そういう計画になっているわけです。

そういうことから考えると、この下水道事業におきますバイオマス発電等々ですね、有機発酵をさせてということになれば、南豆衛生プラントの汚泥、あるいは下田市から出る産業生ごみの下水道処理と、こういうことも可能性として出てこようかと思うわけです。

そういう全体の計画を下水道だけではなくて、この街にとってどういう計画が妥当なのかという観点から、ごみはごみだけという形ではなくて、やはり生ごみの処理をできれば、大変、燃やす量も少なくなるということが明らかですので、そういう観点からの検討をぜひしていただいて、課題を果たしていただくようお願いして、終わりたいと思います。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は、共済費のみを、総務文教委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時17分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、当局より発言を求められています。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉君） すみません。私、先ほど、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明の際に、予算書の37ページでございます。令和5年度の下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の説明の際に、一番下の段でございますが、資金期末残高につきまして、6,857万1,000円と説明してしまいましたが、正しくは6,859万1,000円となるものでございます。

おわびして訂正いたします。

申し訳ございませんでした。

○議長（中村 敦君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 先ほど、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算の質疑におきまして、誤りがありました。

令和5年度末の基金残高の部分で、令和4年度末の金額をお答えしてしまいましたので、正しくは、令和5年度末の基金残高の想定は、1億3,500万円でございます。

おわびして訂正させていただきます。

○議長（中村 敦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、明日20日から28日まで、決算審査特別委員会の審査を、29日から10月3日に、各常任委員会の審査をお願いし、10月4日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、9月23日、24日、30日、10月1日は休会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時19分散会